

第2節 消防の広域化の推進

1 消防の広域化とは

市町村は、その地域における消防の責務を果たしているが、特に小規模な市町村では、複雑・多様化する災害への対応として、高度な装備や資機材の導入及び専門的な知識・技術を有する人材の養成等に課題を抱えている場合が多い。消防の広域化は、消防本部の規模の拡大により消防体制の整備・確立を図ることを目指すものである。

消防組織法（昭和22年法律第226号）では、消防の広域化とは、「二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下、本節において同じ。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。」と定義され、消防の広域化は「消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならぬ。」とされている。

2 これまでの経緯等

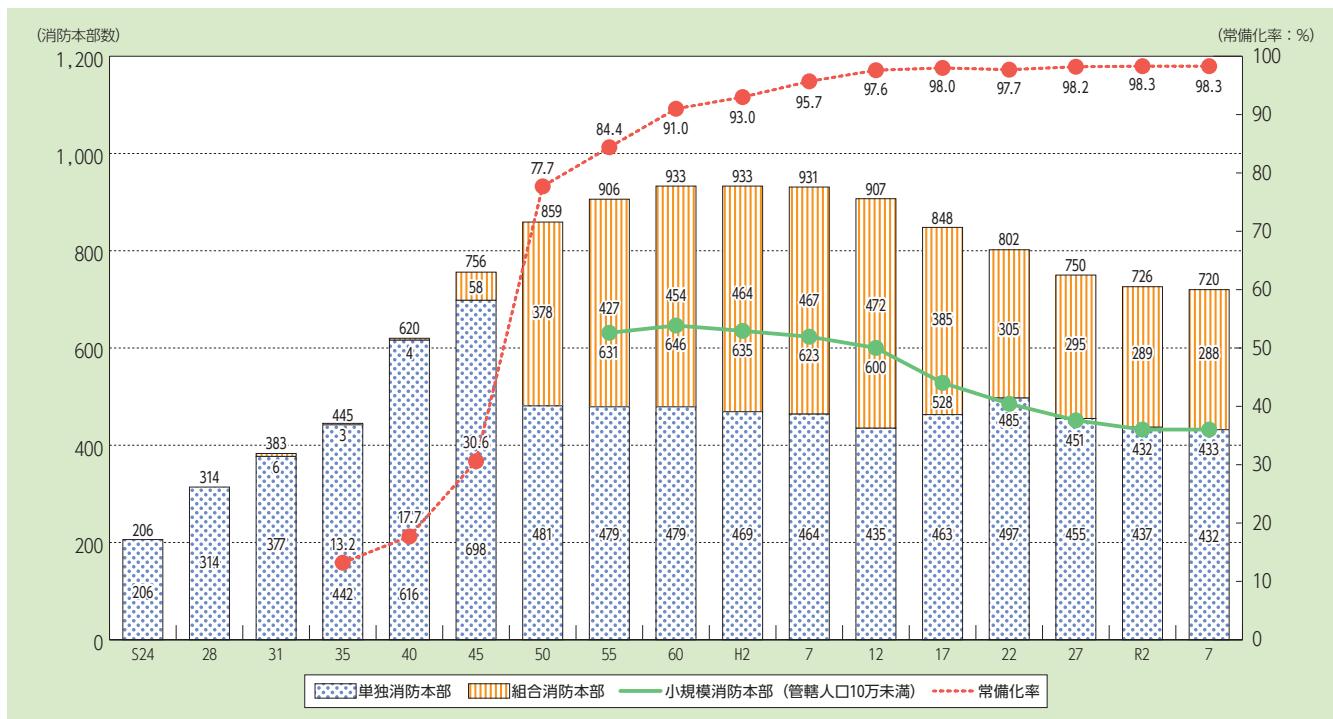
全国の消防本部数は、平成6年（1994年）4月1日現在で931本部であったが、消防の広域化の推進や市町村合併の進展とともに減少し、平成18年4月1日現在で811本部となった。

平成18年の消防組織法の改正以降では、これまでに59地域で広域化が実現し、管轄人口10万未満の小規模な消防本部は、487本部から54本部減少して433本部（全体の約6割）となり、消防本部や消防署を設置していない非常備町村は、40町村のうち11町村が解消された（資料2-2-1）。

平成29年には、市町村の消防の連携・協力に関する基本指針（平成29年4月1日総務省消防庁、令和6年4月1日最終改正）を示し、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力することについても推進することとした。

令和7年4月1日現在、消防本部数は720本部となり、56地域（241本部、12非常備町村）で指令の

第2-2-1図 消防本部数と常備化率



（備考） 1 各年4月1日現在の数値。ただし、昭和55、60年の小規模消防本部数については、各年10月1日の数値。
2 昭和24、28年は、組合と単独の合計値。

共同運用が行われている（第2-2-1図）。

3 消防の広域化の必要性と効果

（1）広域化の必要性

日本の総人口は、減少が継続しており、地域の消防に係る人的基盤が将来的に弱まっていくおそれがある。

また、近年、大規模な自然災害が激甚化・頻発化していることに加え、近い将来に大規模地震の発生が懸念されている。

さらには、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、救急搬送困難事案が多発し、消防本部内においてもクラスターが発生するなど、消防・救急体制への負担が蓄積した。

これらのことから、消防本部、とりわけ小規模消防本部が中長期的にこれまでと同程度の消防力を確保していくため十分な消防体制を確立する必要があるほか、大規模災害発生時の初動体制の確保や、応援部隊との効果的な連携体制の構築、新たな感染症等に強い消防体制の確保、DXの進展による専門人材の育成・確保に向け、広域化等による体制強化が必要となっている。

（2）広域化の効果

消防の広域化により、消防本部の規模が拡大することで、複数の部隊による迅速な消防活動が可能となるほか、予防業務等への職員の専任配置による業務の高度化が図られる。また、消防施設・設備等の整備に係る経費削減等の効果が得られる。

大規模災害時においても、要員配置の柔軟化が図られ、即応体制の構築が可能となり、また、組織の一体化による統一指揮下での部隊運用が行われること等により、迅速かつ的確な災害対応につながるなどの効果が得られる。

4 関係機関の取組

（1）消防庁の取組

ア 検討に対する支援

消防庁では、市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年7月12日総務省消防庁、令和6年3月29日最終改正。以下、本節において「広域化基本指針」という。）の策定と合わせ、都道府県及び市町村における広域化の取組を支援するために、消防庁長官を本部長とする消防広域化推進本部を設置して広域化を推進しているところであり、消防用車両出動シミュレーションシステム^{*1}の提供、消防広域化推進アドバイザー^{*2}の派遣などの支援を行っている。

イ 財政措置

消防の広域化及び連携・協力に伴って必要になる経費に対して、その運営に支障の生じることがないよう、必要な財政措置を講じている。

広域化については、広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等の増改築及び再配置が必要と位置付けられた消防署所等の新築並びに消防署所等の統合による効率化等により機能強化を図る消防用車両等の整備について緊急防災・減災事業債（充当率100%、交付税算入率70%）の対象としている。

連携・協力については、連携・協力実施計画に基づき必要となる消防指令センターの整備、消防用車両等の整備及び訓練施設の整備について、緊急防災・減災事業債の対象としている（第2-2-2図）。

* 1 消防用車両出動シミュレーションシステム：消防の広域化や指令の共同運用における高度な運用等により、現場到着時間が短縮する区域や具体的な短縮時間について、地図上に可視化して分析するためのシステム。

* 2 消防広域化推進アドバイザー：既に広域化を実現した消防本部や関係市町村の幹部職員等で、広域化の推進に必要な知識・経験を持つ者の中から、消防庁が選定し登録する。都道府県等の要望に応じて派遣し、支援活動を行う。

第2-2-2図 消防の広域化及び連携・協力に対する財政措置（令和7年度）

消防の広域化	都道府県	普通交付税	消防広域化推進経費 ・広域消防運営計画の作成等に関する情報提供若しくは助言、消防広域化重点地域の指定、協議会への参画、調査研究又は広報啓発等に必要な経費
		特別交付税 [※1]	広域化対象市町村に対する支援に要する経費 ・広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の交付に要する経費
	市町村	特別交付税 [※1]	消防広域化準備経費（中心消防本部 増率率0.7） ・消防本部の統合、署所の再配置に伴う通信設置、設備等の整備に要する経費 消防広域化臨時経費 ・消防本部の名称、場所の変更等に伴い必要となる経費 ・業務の統一に必要なシステム変更、規程の整備等に要する経費 等
		地方債	防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債 [※2、※3] ・消防署等（消防署、出張所及び高機能消防指令センター [※4]、[※5] をいう。）の増改築（広域化後10年度以内に完了するもの。） ・統合される消防本部を消防署等として有効活用するために必要な増改築（広域化後10年度以内に完了するもの。） ・消防署等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備 [※5]（広域化後5年度以内に完了するもの。）
		一般事業債・一般補助施設整備等事業債 ・消防本部庁舎の整備（充当率引上げ：75%→90%）	
	補助金優先配分	消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって特別の配慮	
	連携・協力	都道府県	連携・協力対象市町村に対する支援に要する経費 ・消防の連携・協力に取り組む市町村に対する補助金、交付金等の交付に要する経費
		市町村	消防連携・協力準備経費 ・消防指令センターの共同運用に参画するために、当該消防本部の現行システムの更新時期を延長して運用する場合に生じた、通常の保守経費を上回る割増経費 （やむを得ない場合の機器更新費用を含む。） ・連携・協力実施計画策定経費、協議会負担金 等
		市町村	消防連携・協力臨時経費 ・共同作戦の設置に必要な機器・設備、現場活動要領の統一に要する経費
		地方債 [※3]	防災対策事業債 ・高機能消防指令センターの整備 [※4]、[※5]（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。） ・消防用車両等の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから5年度以内に完了するもの。） ・訓練施設の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。）
	補助金優先配分	緊急防災・減災事業債 ・高機能消防指令センターの整備 [※4]（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。） ・消防用車両等の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから5年度以内に完了するもの。） ※具体的には、はしご自動車、化学消防車、大型化学消防車等、消防艇、特殊車等 ・訓練施設の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。）	
	補助金優先配分	消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって特別の配慮	

※1 都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであって、令和11年4月1日までに行われたものに限る。措置率は、特記箇所を除く0.5

※2 広域化重点地域に指定された市町村に限る。

※3 広域化後又は連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了する事業（一部5年度以内）が対象であるが、緊急防災・減災事業債の事業年度は令和7年度までである。

※4 消防指令システム及び機器、指令センター建物及び用地（本部庁舎、消防署等と同じ建物である場合、指令センター部分を按分）、消防救急デジタル無線の整備を含む。消防庁の標準仕様書に基づくものに限る。既に広域化又は連携・協力を行っている消防本部も対象。また、緊急防災・減災事業債については、これから広域化又は連携・協力に取り組む消防本部も対象（消防庁へ計画提出が必要）

※5 防災対策事業債は措置の引上げ（充当率75%→90%、交付税算入率30%→50%）



ウ 更なる広域化等の推進のための検討

人口減少等の社会環境の変化に加え、甚大な被害をもたらす地震の発生が近い将来にも見込まれているなど、今後の災害リスクの高まりも指摘される状況を踏まえると、国、都道府県及び市町村がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携を図りながら広域化を通じた消防本部の体制強化に取り組んでいく必要がある。こうしたことから、消防庁では、令和6年3月29日に広域化基本指針を改正し、推進期限を令和11年4月1日まで延長することとし、推進方策を以下のように示した。

- ① 消防組織法において都道府県が定めるよう努めることとされている推進計画に、地域の核として広域化の検討を主導する「中心消防本部」について定めることを可能とした。
- ② 連携・協力について、多様かつ複数の取組は広域化の実現に繋がることから積極的に推進することとした上で、[1] 指令の共同運用、[2] 消防用車両、資機材等の共同整備、[3] 高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務、[4] 特殊な救助等専門部隊の共同設置、[5] 専門的な人材育成の推進、[6] 訓練の定期

的な共同実施、[7] 現場活動要領の統一、といった7つの連携・協力の類型を示した。

- ③ ①及び②の方策を踏まえ、広域化及び連携・協力に係る消防本部等の取組に対し、所要の地方財政措置を講ずることとした。

(2) 都道府県の取組

ア 推進計画の概要

都道府県は、消防本部、市町村等と緊密に連携し、検討した上で推進計画の策定を行うよう努めることとされている。

推進計画には、広域化の推進に関する基本的な事項や広域化対象市町村の組合せ等を定めることになる。

イ 都道府県の支援策

広域化を推進していく観点から、[1] 広域化の機運醸成や効果についての勉強会等の開催、[2] 広域化を具体的に進めるための協議会や協議組織への職員の派遣、[3] 独自の広域化推進のための財政支援措置等を実施している都道府県が存在する。

財政支援措置としては、業務の統一に必要となる

システム変更事業を対象とした補助制度や、緊急防災・減災事業債を活用する高機能消防指令センター整備事業を対象として、元利償還金に対する交付税措置の対象となる部分を除いた事業費について補助する制度などがある。

都道府県においては、市町村に対し将来的な人材不足や財政見通し等を踏まえた中長期的な消防力のシミュレーション結果を提示し、他の消防本部と比較整理して説明することなどを通じ、広域化の機運の醸成を図ることや、関係市町村等の協議の場の設置を主導するなど積極的に関与することが期待される。

(3) 市町村の取組

消防組織法により、都道府県の推進計画に定められた広域化対象市町村は、消防の広域化を行う際には、協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための広域消防運営計画を作成することとされている。

広域化に向けた検討を行う市町村は、市町村長部局、消防本部、市町村議会議員等から構成される協議会等の検討組織を設置し、[1] 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針、[2] 消防本部の位置及び名称、[3] 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項のほか、構成市町村の負担金割合方式や職員の任用方式、給与の統一方法など、広域消防運営計画や組合規約等の作成に必要な事項を中心に協議を行うことが考えられる。

都道府県の推進計画に「中心消防本部」が定められる場合、当該中心消防本部においては、広域化に向けた論点整理や消防本部間及び関係市町村間での合意形成について主導することが期待される。